

令和5年5月25日
水管理・国土保全局 水政課
河川環境課

河川敷地の更なる規制緩和に向けた社会実験の運用を開始します

～相談窓口「かわよろず」に、社会実験に関する相談専用窓口を開設しました～

国土交通省では、民間事業者が河川の清掃、除草等を行うことを条件に、最大20年間の占有を保証し、エリア一体型の占有を認めることができる社会実験の運用を開始します。

これにより、河川敷地の更なる民間活用による地域活性化と河川管理の効率化の両立が可能になるものと考えており、今後、社会実験の結果を踏まえて、より有用な制度改正に向けた検討を進めます。

○更なる規制緩和に関する社会実験の概要

①占有期間の更新保証

占有期間が最大10年となっていたところを、さらに最大10年までの更新を保証します。

→占有地の活用について、長期の計画が立てやすくなります。

②エリア一体型の占有

占有の範囲を施設毎の占有からエリア一体の占有まで拡大します。

→占有地をより柔軟に活用できます。

③施設使用者の拡大

自ら施設を使用するだけでなく、使用契約を結んだ事業者に施設を利用させることができます。

→占有者において、より幅広い事業運営が可能になります。

※占有者による、河川管理施設整備や占有区域外の清掃・除草等の実施が必要です。

○相談窓口の開設

国土交通省に設置している相談窓口「かわよろず」において、本社会実験に関連するご相談を承るための専用窓口を開設しましたので、お気軽にご相談ください。

◇かわまちづくりよろず相談窓口「かわよろず」RIVASITE 担当

<https://www.mlit.go.jp/river/kankyo/main/kankyou/machizukuri/kawayorozu.html>

メール送付先：hqt-rivasite@gxb.mlit.go.jp（※は@に置き換えた上で送信願います。）

（相談例）

- ・社会実験を行うためには具体的にどのような手続きをすればよいのか。
- ・規制緩和の適用条件を教えてください。

等

特定の河川敷地の使用をお考えの場合には、その河川敷地の管理等を実施している河川事務所等にお問い合わせください。また、各河川の国管理区間において、民間事業者等による河川敷地の活用が可能と想定される箇所を公表しております。

◇各地域の問い合わせ先・河川敷地の民間等活用に資するポテンシャルリスト

<https://www.mlit.go.jp/river/kankyo/main/kankyou/kasenshikichi/02.html>

【問い合わせ先】 国土交通省 水管理・国土保全局 水政課 浅田、倉田

TEL：03-5253-8111（内線35-212、35-224）、03-5253-8440（直通）

河川環境課 和田、伊藤

TEL：03-5253-8111（内線35-442、35-445）、03-5253-8447（直通）

さらに

河川空間が 使いやすくなります



河川空間の利用に関する規制緩和 -通称 ^{リバサイト} RIVASITE-

- ・ 河川敷地の占用期間の更新を保証します
(最大10+10=20年！)
- ・ 民間事業者も、**エリア一体型の占用**が可能になります
- ・ **テナント契約**ができるようになります

※河川管理施設の整備や占用区域外の清掃・除草等が条件です。

※2023年5月から、上記規制緩和に関する社会実験を開始し、今後制度の正式改定を検討していきます。

詳しくは裏面→

河川敷地の民間等活用に資するポテンシャルリスト

各河川の国管理区間について、一定の面積が確保できる等、**活用いただきやすい**と思われる箇所の一覧を公表しています。ぜひご覧ください。



国土交通省
ウェブサイト

※ポテンシャルリスト以外の箇所でも活用可能な場所もあります。

規制緩和のポイント

1 占用期間

これまでの占用期間は、最大10年。
占用期間満了後に、追加で最大10年の更新延長を保証します。
より長期の事業計画が立てられるようになります！

2 占用形式

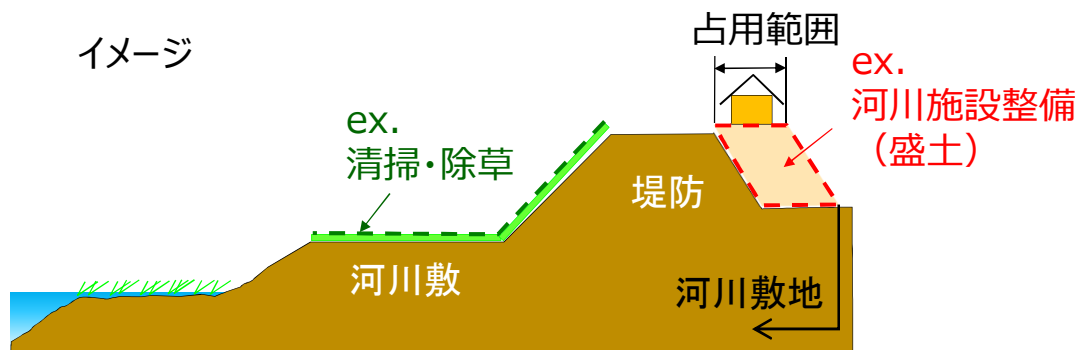
これまで公的機関にしか認められていなかったエリア一体型の占用を民間事業者もできるようになります。
河川敷地を、より柔軟に活用できるようになります！

3 他の民間事業者との契約

他の民間事業者（いわゆるテナント）との契約が可能になります。
より幅広い事業運営が可能になります！

規制緩和の適用条件

河川管理施設の整備又は占用区域外の清掃・除草が必要です。



問い合わせ先

<相談例>

- ・具体的にどのような手続きをすればよいのか
- ・規制緩和の適用条件を教えてください

等

→かわまちづくりよろず相談窓口「かわよろず」へ

RIVASITE担当メールアドレス：hqt-rivasite@gxb.mlit.go.jp



相談窓口
「かわよろず」

<相談例>

- ・あの川をあそこを占用できるか知りたい

等

→各地域の国土交通省地方整備局または河川事務所へ



地方整備局等窓口一覧